

入札公告の一部訂正

令和7年3月31日付けで公告を行った「7年度西紋別支署【上渚滑地区その2】保全整備（保育間伐等）第4号」の入札公告について、下記のとおり訂正します。

令和7年4月3日

分任支出負担行為担当官代理

網走西部森林管理署西紋別支署 総括事務管理官 瀧口 聡

記

1. 「1 競争に付する事項（4）履行期間」の訂正

【誤】契約締結日の翌日から令和 8年 2月 28日まで

【正】契約締結日の翌日から令和 8年 2月 27日まで

以上

入札公告(素材生産事業請負)

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

なお、本入札に係る契約の締結は、令和7年度予算が成立し、当該事業に係る予算示達がなされることを条件とします。

本事業は、提出された技術提案書に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式【標準型】の事業であり、造林・素材生産事業における技術提案資料等の簡素化対象事業である。

本事業は、賃上げを実施する企業等に対して総合評価における加点を行う事業である。

なお、予定価格を積算するにあたっては、令和7年3月以降適用の公共工事設計労務単価を採用しています。

令和 7年 3月 31日

分任支出負担行為担当官

網走西部森林管理署西紋別支署長 荒川 和也

1 競争に付する事項

本件は、電子調達システム（以下「システム」という。）を利用できる案件である。

(1) 事業名 7年度西紋別支署【上渚滑地区その2】保全整備（保育間伐等）第4号

(2) 事業場所 網走西部森林管理署西紋別支署 1023 林班ち小班外

(3) 事業内容

詳細は、別冊の契約書案、図面、仕様書等のとおり。

保育間伐（活用型） 180.55ha

育成受光伐 21.16ha

素材生産 8,000m³

素材検知 8,000m³

(4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和 8年 2月 28日まで

2 競争参加資格

本事業の入札に参加できる者は、次のすべてに該当する者としてします。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号（以下「予決令」という。））第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 令和04・05・06年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の製造(その他)」を有し、国有林野事業で行う素材生産及び造林の等級区分を定めた競争参加資格に関する公示(令和4年2月15日)に基づき、Aに格付けされている者であること、又は同資格を有し、同公示に基づき、B若しくはCに格付けされている者で、林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項に基づく認定を受けている者であること。

ただし、令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）を引き続き取得すること。

(3) 共同事業体を結成し入札に参加する場合は、当該共同事業体の構成員が単独企業として当該入札に参加しないとともに、構成員の全てが全省庁統一資格を有する者

入札公告(素材生産事業請負)

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

なお、本入札に係る契約の締結は、令和7年度予算が成立し、当該事業に係る予算示達がなされることを条件とします。

本事業は、提出された技術提案書に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式【標準型】の事業であり、造林・素材生産事業における技術提案資料等の簡素化対象事業である。

本事業は、賃上げを実施する企業等に対して総合評価における加点を行う事業である。

なお、予定価格を積算するにあたっては、令和7年3月以降適用の公共工事設計労務単価を採用しています。

令和 7年 3月 31日

分任支出負担行為担当官

網走西部森林管理署西紋別支署長 荒川 和也

1 競争に付する事項

本件は、電子調達システム（以下「システム」という。）を利用できる案件である。

(1) 事業名 7年度西紋別支署【上渚滑地区その2】保全整備（保育間伐等）第4号

(2) 事業場所 網走西部森林管理署西紋別支署 1023 林班ち小班外

(3) 事業内容

詳細は、別冊の契約書案、図面、仕様書等のとおり。

保育間伐（活用型） 180.55ha

育成受光伐 21.16ha

素材生産 8,000m³

素材検知 8,000m³

(4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和 8年 2月 27日まで

2 競争参加資格

本事業の入札に参加できる者は、次のすべてに該当する者としてします。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号（以下「予決令」という。））第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 令和04・05・06年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の製造(その他)」を有し、国有林野事業で行う素材生産及び造林の等級区分を定めた競争参加資格に関する公示(令和4年2月15日)に基づき、Aに格付けされている者であること、又は同資格を有し、同公示に基づき、B若しくはCに格付けされている者で、林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項に基づく認定を受けている者であること。

ただし、令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）を引き続き取得すること。

(3) 共同事業体を結成し入札に参加する場合は、当該共同事業体の構成員が単独企業として当該入札に参加しないとともに、構成員の全てが全省庁統一資格を有する者